

社会福祉法人山口県共同募金会配分委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人山口県共同募金会定款第34条に基づき、社会福祉法人山口県共同募金会配分委員会（以下「配分委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(配分委員会の業務)

第2条 配分委員会は、寄付者の信託に応え、寄付金の公平な配分に資するため、次の事項を調査、審議する。

- (1) 共同募金の目標額に関する事項
- (2) 共同募金の受配者及び配分対象事業の選定等配分計画に関する事項
- (3) 共同募金の配分額に関する事項
- (4) 災害等準備金の積立てに関する事項
- (5) 災害等準備金の配分及び他の都道府県共同募金会から拠出を受けた資金の配分に関する事項
- (6) 他の都道府県共同募金会に対する災害等準備金の拠出に関する事項
- (7) 緊急助成に関する事項
- (8) 災害等準備金取崩金の運用に関する事項
- (9) 民間社会福祉資金の総合調整に関する事項
- (10) 前各号を行うために必要な事項

2 配分委員会は受配を要望する者及び受配者に対し、必要な調査を行うことができるものとする。

(配分委員会の組織)

第3条 配分委員会は、委員14名によりこれを組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ1名以上を理事会、評議員会の選任を経て会長が委嘱する。

- (1) 共同募金寄付者の代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 会計・経理事務に堪能な者を含む学識経験者
- (4) 報道関係者
- (5) 役員及び評議員

3 前項第5号の役員は、委員総数の3分の1を超えてはならないものとする。

4 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員になることができない。

- (1) 共同募金の配分を受ける者
- (2) 社会福祉法第40条第1項各号のいずれかに該当する者

(小委員会の設置)

第4条 配分委員会の運営を効率的に行うため、必要に応じ、小委員会を設けることができるものとする。

2 小委員会は、緊急を要し、即応すべき事項、その他配分委員会において指定した事項を調査、審議し、配分委員会に報告する。

3 小委員会の委員は、配分委員会において選任する。

4 小委員会の運営に当たっては、第6条を準用するほか、配分委員会に準じて行うものとする。

(部会の設置)

第5条 配分委員会の業務の円滑実施を図るため、必要に応じて部会を設けることができる。

- 2 部会は、対象事業の調査審議に当たり、内容を精査するものとする。
- 3 部会の委員は、配分委員の中から委員長が指定する。
- 4 部会の運営に当たっては、次条を準用するほか、配分委員会に準じて行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 配分委員会に委員長1名を置く。委員長は、配分委員会の委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、補欠の委員を委嘱する。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査、審議を終えるまでの間とする。

(会議)

第8条 配分委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、配分委員会の委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して配分委員会の招集を請求したときは、その請求があった日から30日以内に、配分委員会を招集する。
- 3 配分委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 配分委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、決議をすることができない。
- 5 配分委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(配分委員会委員任期の特例)

- 2 この規程の施行後、最初に選任される配分委員会委員の任期は、第7条第1項の定めにかかわらず、平成15年3月31日までとする。

(規程の廃止)

- 3 山口県共同募金会配分委員会規程(昭和45年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月29日から施行する。